

1 計画推進のための行政運営

～地方分権改革や行政システム改革との一体的推進～

県では、地方分権改革や行政システム改革を一体的に推進することにより、大変厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的に重点配分し、計画に位置づけた施策・事業の着実な推進に努めます。

(1) 地域主権型社会の実現に向けて

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方自治体の自主性や自立性を高め、住民主導の個性的で総合的な行政システムへの転換＝「地方分権」を実現する必要があります。

地方分権一括法の施行によりスタートした地方分権改革はその後、改革の残された最大の課題である地方税財源の充実強化が議論されるとともに、市町村合併に向けた動きが進む中で、将来の自治体のあり方を探る議論や取組みが国・地方を通じて始まっています。今後、県はどのような機能・役割を担うべきなのかが問われています。

地方分権改革の推進に向けては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、住民に身近な行政は、住民に身近な市町村が行えるようにしていくことが重要です。

そして、県は基礎自治体である市町村が十分な権限や財政基盤を持った自立性の高い行政主体となるように支援するとともに、広域自治体としての機能・役割をしっかりと果たしていく必要があります。

県では、将来における広域自治体としての県のあり方を見据えながら、地方分権改革を推進するため、「神奈川力構想・プロジェクト51」などと連動して、「地域主権実現のための中期方針」を策定することといたしました。

この中期方針においては、2006(平成18)年度を目途に、以下の4つを取組方針として、地域主権型社会の実現に取り組みます。

〈地域主権実現のための中期方針〉

●取組方針

1 県の機能・役割の純化・強化と連携の推進

～市町村の自主的・自立的な行政運営の支援と広域行政課題の解決に向けた他都県との連携の強化など～

2 地域主権を支える税財政システムの確立

～国から地方への税源移譲など地域自らの支出を自らの財源、権限、責任でまかなえる税財政システムの確立～

3 参加による地域主権の推進

～県政への県民・市町村参加、国政への県の参加などの充実～

4 将来の広域自治行政システムへの転換の研究

～道州制など将来の広域自治体のあり方の研究～

(2) 行政システム改革に向けて

県では、財政の健全化を図り、新たな県民ニーズに応え得る行政システムの実現に向けて、1997(平成9)年度に「行政システム改革推進本部取組方針」を定め、以来、「3つの10%目標」を掲げ全庁をあげて行政システム改革に取り組んできました。改革の推進に伴い、2001(平成13)年度からは「改革の第二ステージ」として、2004(平成16)年度に向けて「3つの10%目標」の取組みを一層強化し、特に2002(平成14)年度からはアクション・プログラムも策定して、改革の実現に努めてきたところです。

この間、県民ニーズが多様化・高度化する一方で、市町村機能の強化、NPOなどの多様な民間公的サービス提供主体の増強、規制緩和、高度情報化、行政課題の広域化、行政の透明性への関心・参加意識の高まりなどにより、県の役割や県行政に対する期待は大きな変化が続いています。また、依然として厳しい財政状況が続く中、国の「三位一体の改革」も進みつつあり、将来を見据えた的確な対応が求められています。

そこで、県では、行政システム改革の視点から県行政の今後の方向性を明らかにするため、「神奈川力構想・プロジェクト51」などと連動して、新たな「行政システム改革の中期方針」を策定することといたしました。

今後はこの中期方針に基づき、2006(平成18)年度を目途に次の2つの目標の実現に向け、以下の4つを基本方針として、行政システム改革の取組みを進めます。

〈行政システム改革の中期方針〉

●目 標

- A ゼロ成長の時代に対応した、より簡素で効率的な県政の実現
- B 県民・市町村から期待される役割と責任に対する的確な対応

●基本方針

- I 県行政の重点化 ～県機能・役割の強化と純化～
- II 県行政の効率化・スリム化 ～スピードとコスト意識を持った県行政の推進～
- III 民間との協働と連携 ～民間と協働・連携した公的サービスの提供～
- IV 県民視点に立つ行政 ～県民の視点に立ち満足度を高める行政の展開～

〈行政システム改革のこれまでの取組み〉

★ 3つの10%目標

- 職員数削減
- 組織数削減
- 県債発行適正化

★ 3つの向上目標

- 行政効率・行政サービスの向上
- 行政の透明性の向上
- 行政マネジメント意識の向上

★ アクション・プログラム

- 出先機関の見直し
- 第三セクターの見直し
- 県民サービスの向上

〈6年間の取組みの成果〉

	職員数の削減 (知事部局)	組織数の削減		
		本庁組織		出先機関
		部局数	室課数	
1997(平成9)年度	13,551人	14部局	149室課	279機関
2003(平成15)年度	11,970人	10部局	117室課	212機関
削減数 (削減率)	▲ 1,581人 (▲11.7%)	▲ 4部局 (▲28.6%)	▲ 32室課 (▲21.5%)	▲ 67機関 (▲24.0%)

財政面への節減効果 1998(平成10)～2003(平成15)年度	
合計	6,005億円
施策・事業費の抑制	2,124億円
人件費の抑制	2,053億円
公債費の抑制	1,828億円

	県主導第三セクター	
	法人数	県支出金 (百万円)
1997(平成9)年度	40法人	55,679
2003(平成15)年度	35法人	35,983
削減数 (削減率)	▲ 5法人 (▲12.5%)	▲19,696 (▲35.4%)

	自主財源額 (億円)	県債新規発行額 (億円)	自主財源に対する割合(%)
1996(平成8)年度 (最終予算)	10,722	2,474	23.1
2003(平成15)年度 (当初予算)	9,179	1,346	14.7
差引増減	▲ 1,543	▲ 1,128	▲ 8.4